

2025 年版キャッチオール規制の 16 項分別問題 (中)

第一輸出管理事務所・米満行政書士事務所 米満啓

◆客観要件チェックの作業負荷

師匠 「16 項分別判定と客観要件チェックの手間」について考えよう。

まずは客観要件チェックからだ。

弟子 これはね、大量破壊兵器の CA 規制で経験あるから、大体わかります。

師匠 どうわかっているのか、君の理解を披露してくれ。

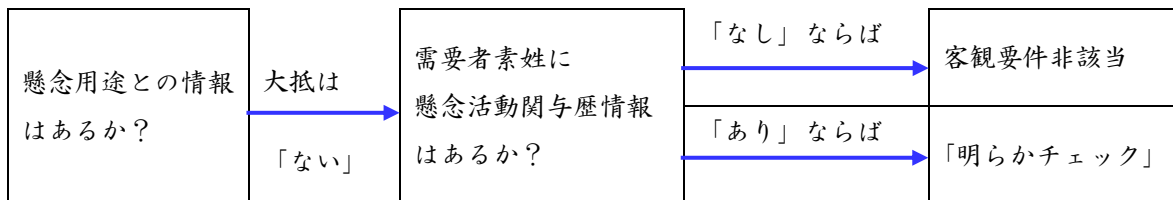
弟子 まずは用途要件チェックで、懸念活動に使うという情報が来ていたらストライクです。

あくまでもそのような情報が「来ていたら」ということなので、企業としては特段の作業が要るわけではありません。

師匠 それにそういう情報が現実に来ることなんて殆どないだろうから、実務で用途要件が問題になるケースは稀だろうね。

弟子 そこで重要になるのが需要者要件のチェックということで、これは 2 段階にわかれています。第 1 ステップは、そのユーザーが懸念活動に現在又は過去に於いて関与という情報があったか。ここに抵触した場合には第 2 ステップとして「明らかチェック」を行います。

「明らかチェック」というのは、今回の購入用途が懸念活動に該当しないことが「明らか」かを経産省の指定した基準（「明らかガイドライン」）に照らしてチェックすることです。



師匠 はい、よくできました。そこで一連のチェック作業、つまり客観要件チェックの負荷について君の意見を聞きたい。

弟子 チェック手順自体は大量破壊兵器 CA 規制と同じです。マークすべき懸念活動が通常兵器ということなので、ストライクゾーンが広がるところはちょっと心配ですが、特別新しいことをやらされるわけでもないなので、まあ何とかなるんじゃないかと思っています。

約八割が客観要件チェック優先というアンケート結果からすると、ウチだけじゃなくて他社の理解もおおむねこんなところじゃないでしょうか。

師匠 大体わかった。

弟子 あらら。師匠のことだから、もう少し「斜に構えた」というか「ひねった」コメントが来ると身構えていました。

師匠 そんな「ひねった」変化球を投げるつもりはないよ。ただごく当たり前のことを二言だけ付け加えておこうかな。

客観要件のチェックでは「明らかチェック」が、最後の抵抗線になるから重要だと思うんだね。そこで肝腎なことの 1 つ目は、「明らかチェック」をどうやるか、どうやって中身のあきらんとしたチェックをやるかということだ。もう 1 つは、通常兵器 CA に於いては、「明

「明らかなチェック」が必要な場面が、大量破壊兵器CAに比べはるかに多いこと。大量の「明らかなチェック」にどう立ち向かうかが実務のカギになることを念頭に置くことが必要になるわけだ。

#### ◆どうやってきちんとした「明らかなチェック」をやるか

師匠 まず押さえておかなきゃいけないのは、「明らかなチェック」をやるそもそもの目的だ。

弟子 それは「“平和な用途”という客先情報を信用できるか、周辺情報でチェック」ということですよ。

師匠 そこで重要なポイントを5つ挙げたいと思う。

第1点は、「明らかなガイドライン」の20項目のうち最も重要なのが①の「用途に関する明確な説明の有無」だということ。ここでいう「明確な説明」とは、「きちんと納得できる合理的な」という意味だ。

①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがない場合には、明確な説明はないものと推定する。

しばしば「明確な」を「明快な口調」とか「客先の社長が書面で誓約してくれた」という風に誤解する人がいるが、肝腎なのは形（すなわち口調や誓約書）ではない。内容が不自然とか不合理だったら何の価値もないからね。

弟子 それに社長の誓約書にしたって、例えばそれが札付きの地域・会社のものだったら嬉しくはないですね。

師匠 だからそれが「明確な説明」と言えるかどうかの所見を記録に残すことが重要なんだ。

第2点は、「所見の記録」についてだ。世間に出回ってる「明らかなチェック」の帳票って「はい・いいえ」しか記入欄がないよな。

会社で「明らかなチェック」を要請すると速攻で提出してくる営業がいるけど、そういうのって、ロクに調査もしないで「気合と勢い」で書いている疑いが強いんじゃないか？

それに万一、後日そのユーザーの懸念報道が出たとき、そんなマークシート式のチェック記録じゃ助けにならんだろう。裏金政治家の「適切に処理しました」答弁と同じに見えちゃうか　らね。

弟子 つまり現地からの情報を書き写すだけでなく、営業なり輸管なりの所見を付け加える枱目を作るというのが第2点ですね。

でも①以外の項目はどうしたもんでしょう？ 全項目、営業に頑張っ埋めて貰うのも大変な気がするんですが。

師匠 そこで第3点。あまり争点にならないような項目まで営業に頑張っ所見欄の作文を求めないことだね。あまり要求しすぎると、面倒がってテキトーなことを書かれることになりかねないから。

弟子 それはわかるけど、だったら営業に頑張っ所見欄を書いてほしい項目はどれなのか示す必要がありますね。

師匠 その通りだ。例えばこんなのはどうかな？ 項目①の所見欄は必須。他は自由とする。輸管がその記述で納得できないときだけ臨機応変で追加質問して補う。

弟子 つまり営業に完璧な「明らかなチェック」シート提出を求めるのではなく、シートを問診票的に使って、輸管と営業と一緒に結論に向かうというのが第3点ですね。

師匠 4つ目には、「明らかなチェック」シートの設問の表現をわかりやすくすること。

特に項目⑰・⑱などは、字数が多い上に表現もややこしくて、毎日審査票を見ている者でもパッと見ただけでは意味が取れないんじゃないか？

弟子 まったくです。あれじゃ「読む前からわかってる」人間にしかわかりません。

師匠 折角だから、この機会に君流の「超訳」を見せてくれないか。

弟子 項目⑰イから行ってみましょう。

**【原文】**

⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。

イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。

**【弟子訳】**

外国ユーザーリスト掲載者案件のチェック。(下記イ-2bにヒットしないか?)

イ-1 外国ユーザーリスト上で、本ユーザーの「懸念区分」欄には、(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)のうち何が書いてあるか?

イ-2a 今回の輸出品は「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」に掲載されているものか?(注:非ホワイト国向け41品とシリア向け21品の貨物例あり)

b 前問aがイエスの場合の追加質問;「貨物例」の「懸念される用途」欄の記述がイ-1の「懸念区分」欄の記述と重なるか?

(重なるとすれば、「そのユーザーについて懸念される用途」にとり「有用な品目」を納入することになるから非常にまずい)

弟子 ⑰ロもやってみましょう。

**【原文】**

⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。

ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項(輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。)の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。

**【弟子訳】**

外国ユーザーリスト掲載者案件のチェック。(ロ-2bにヒットしないか?)

ロ-1 外国ユーザーリスト上の一番右の欄に「通常兵器」の記述があるか？  
 ロ-2a (ロ-1 がイエスの場合) 今回の輸出品は 16 項(1)品か？  
 b 前問 a がイエスの場合の追加質問；入手済の範囲にとどまらず、全力で調査した上で、「明らかガイドライン」に照らして、通常兵器用途の懸念が少しでも残るか？ (その場合は通常兵器転用懸念の強い 16 項(1)だけに非常にまずい)

弟子 ⑱は凄くわかりにくいですね。

【原文】  
 ⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。

「用途要件該当のケースはダメだよ」という意味に見えるんですが、そんなのは「明らかチェック」で取り上げるまでもことじゃないでしょうか？ 外国ユーザーリスト掲載者に限っての話でもないような気がします。

それから「軍事用途」という表現も唐突な感じですよ。ここまで用途については「大量破壊兵器・通常兵器」という言葉を使ってきたのに、わざわざ表現を変えたのも意味ありげですね。

師匠 まあ表現の問題は特段の意味がないと思うけど、用途要件との関係は気になるよね。実は⑱は「一般国」向け通常兵器客観要件規制が導入された10月の改正前からあったチェック項目なんだ。つまり対象は大量破壊兵器懸念だったんだね。

弟子 まだちょっと呑み込めないんですけど。

師匠 リスト掲載者が「通常兵器用途に使用します」というのは信用できない、実は大量破壊兵器用途である疑いが残る、というのが⑱の意味だ。表で整理すればわかると思う。

まず改正前の規定に則っていると

軍事用途に用いられるとの情報あり	
うち <u>大量破壊兵器用途の場合</u> は <u>大量破壊兵器懸念の用途要件該当</u>	うち <u>通常兵器用途の場合</u> は ・ <u>武器禁輸国案件なら用途要件該当</u> ・ 「 <u>一般国</u> 」案件なら通常兵器用途要件規制ないが <u>外国ユーザーリスト掲載者の場合</u> 明らかチェックの⑱抵触ゆえに <u>大量破壊兵器懸念の需要者要件該当</u>

改正後はこうだ

軍事用途に用いられるとの情報あり	
うち <u>大量破壊兵器用途</u> の場合は ・ <u>大量破壊兵器懸念の用途要件該当</u>	うち <u>通常兵器用途で16項(1)品</u> の場合は ・ <u>通常兵器懸念の用途要件該当</u> (武器禁輸国でも「一般国」でも)
	通常兵器用途で16項(2)品の場合は ・「 <u>一般国</u> 」 <u>案件</u> なら通常兵器用途要件規制ないが <u>外国ユーザーリスト掲載者の場合</u> に 明らかチェックの⑱抵触ゆえに <u>大量破壊兵器懸念の需要者要件該当</u>

弟子 ははあ、そういうことか。旧規制の一環ということなら、こんな「超訳」でどうでしょうか。

【弟子訳】

外国ユーザーリストに掲載者の大量破壊兵器懸念チェックについて。  
当然、客先からの用途情報は「大量破壊兵器用途でない」という内容であろうが、もしそうであっても「軍事用途」ということだったらまずいぞ。そういう需要者だと「大量破壊兵器用途でないことが明らか」とは言えないということでチェック不合格にする。そこで聞くけど「軍事用途です」という情報は来っていないね？

弟子 ついでに⑲も。

【原文】

輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者(外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。)とする輸出等にあつては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物等に該当しないこと。

【弟子訳】

武器禁輸国向けの場合は、  
「通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」品目や16項(1)貨物でないこと

弟子 こうして読み返してみると、やっぱりわかりにくいですね。こういうのをそのままの形で一般社員に突き付けて「よろしく」っていうのはいけないなあ。

師匠 な、そうだろ？ でも現実にはそれが横行しているわけだ。

弟子 「客観要件確認シート」だと、  
それでも記入するのが責任者という体裁だから  
まあヨシということになるのかもしれませんが。

一方「安全保障貿易管理ガイダンス[入門編]」  
では、輸出部門が書き手として想定されている  
ようです。なぜなら附録帳票「④明らかガイド  
ラインシート」は、「③需要者チェックリス  
ト」の別紙として作られており、この③帳票に  
は右記のような説明が記されているからです。

該非確認責任者	所属・役職：	氏名：
統括責任者	所属・役職：	氏名：

(「客観要件確認シート」より)

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。(「ガイダンス入門編」帳票③より)

民間企業でも、おかみの書いた文に対しては、なるべく手を加えずそのままの形で引用するという御仁が時折いますけど、それだと営業は困るだろうな。

師匠 要するにそういうのは単に逃げているだけだと思う。「営業が自分で原文を理解して適宜対応してくれるでしょう」なんて無責任なことを言ってないで、わかりやすく書き直すのが「君の仕事でしょう?」と言いたいね。

弟子 明らかチェックシートをそのまま営業に放り投げるような不見識な振る舞いはやめようってことですね。わかりました。

師匠 第5点は「明らかチェック」の目的に関わることだが、《おそれ省令》にいう「(懸念)行為以外のために用いられることが明らか」の意味についてだ。

わしが以前それを「懸念行為に使われないことが明らか」と読み替えることを勧めたのは覚えてるか?

弟子 もちろんです。「問題児ユーザーの場合、たとえ今回の購入目的が平和的な活動だとしても、懸念活動にも使われるリスク」も考える必要がありますから。

師匠 それについて、ちょっと修整というか補足をしたい。

弟子 あら珍しい。師匠が修整を言い出すなんて。

師匠 昨年10月施行の「技術管理強化のための官民対話スキーム」のパブコメで、政府の考え方が示された。それを踏まえて「明らかチェック」でどこまで頑張るべきかについてわしは法令上の理解を改めたということだ。

弟子 パブコメのどの部分ですか?

師匠 27番だ。『CISTEC ジャーナル』2025年1月号48頁を引用する。

3) 括弧書きをインフォーム条項に限定している趣旨  
「改正をロとニに限定しているのは、官民対話で懸念解消を図りつつ、払拭されない場合にはインフォームで許可申請を求める枠組みの一環であることによるものと理解して良いか。」  
↓  
『ご指摘の通りです。』

弟子 ちょっとわかりにくいなあ。いかにも「大人の言葉」という感じで。もう少しかみくだいて解説して下さい。

師匠 まず、ここで「括弧書き」というのは、《貿易外省令》9条2項七号の次のくだりだ。

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ (その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。)があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれ (その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。)があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

上記の細目ロ・ニというのは Inform による規制を述べたものだが、条文中の括弧書きは、技術提供時点では懸念材料がない（≡客先の技術導入の目的に懸念性がない）としても、「後日、別の懸念活動に流用されかねない場合は Inform ありうる」ということを示すために書き加えられた。

それに対し質問者（CISTEC）は、「後日の転用懸念を視野に入れる」は Inform 制度についてだけだが、その理由は「こういうことですか?」と問うたわけだ。「客観要件規制でそれを視野に入れない」理由と言ってもよい。

弟子 まだよく呑み込めないんですけど。

師匠 質問者は規制の枠組みを「**後日の転用懸念については、官民対話と Inform 制度だけでカバーする仕組み**」なのかを尋ねている。言い換えれば「輸出者における客観要件チェックで対応する仕組みではないんですね?」だ。経産省は「ご指摘の通り」と答えた。

弟子 ははあ、**客観要件チェックにおいては「現段階での懸念用途使用に焦点を絞ってよい」ということが行間に隠されているわけですか!** おかみも結構踏み込んでますね。

師匠 それからもう1つ。「ロとニの括弧書き」は《貨物等省令》9条2項の七号だったよね。しかし貨物の規制要件である《輸出令》4条1項三号（下記）には、この括弧書きに相当する記述がないということも注目に値すると思う。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

弟子 貨物の場合に、クダンの括弧書きが全くないということは、客観要件・Inform 要件共に「**現段階での懸念用途使用に焦点を絞ってよい**」ということですよ。でもなぜかしら?

師匠 「官民対話」の当局解説は「技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある」と述べている。言い換えると、貨物の場合は「時間の経過とともに」の心配が小さいということだが、それはなぜか。

思うに貨物は、技術と違って使えば減る（又は損耗する）ということだろうな。

師匠 ともかくそういうことでわしも考えを修整したわけだ。

少なくとも法的には、客先が後になって「新たに兵器プロジェクトに使う考えを持つ」可能性とまでは考慮しなくてよいと。

弟子 そうだとすれば、「明らかチェック」は相当簡単になりますね！

師匠 一応、法的には。

弟子 歯切れの悪い言い方ですけど。

師匠 いつも言っていることだが、法的要求をクリアできたら万事メダシではないからな。

いかにも後日やらかしそうな需要者の場合は、もしそうなったときに世間から石が飛んで来ることを想定するのが常識だ。その判断が「法的義務」ではなく「会社の自由意思」に変わったのだと理解すればよい。

弟子 それじゃ結局同じこと、ではありませんか？

師匠 いや、実はそうでもない。

同じことをチェックし調べるにしても、法的要求のプレッシャーを感じながらやるのと上乗せサービスの感覚でやるのでは気分がまるで違うと思うよ。

それに法的要求と思うと、企業は心証シロの案件でも「型通り」のチェック手続をやることが多い。例えば内規で「必ず経産省へ相談に行くこと」と定めたりして。

その反対に、「法的要求ではないが、後日のレピュテーションリスク対策として念の為」と割り切ることができた場合は、どこまでチェックするかを自社の裁量で決めやすいだろ。

弟子 御説ごもっともですが、「自由に決めていいよ」と言われると却ってプレッシャーを感じそうな気がします。それで「他社はどうやってるんだ？」とか「当社は目一杯ストイックにチェックします」といった展開になったりするかも。

判断の目安があるといいんですけどね。師匠、何かありませんか？

師匠 では、参考意見としてひとつ言ってみようか。

わしならば、心証シロとクロっぽいユーザーを区別する。前者は推定無罪、後者は推定有罪の考え方で臨む。

推定無罪とは、特段の心配要素が出てこない限り今回の購入用途にフォーカスすること。

推定有罪だったら、後日何かやらかす可能性を視野に入れてチェックするわけだ。

弟子 それはまあいいと思うんですけど、「シロっぽい／クロっぽい」の区別をどうつけるのでしょうか？心証だけに「考えるな、感じる」ですか？

師匠 これも「わしならば」の基準だが、そのユーザー或いは使用部門の本業で判断してはどうか？

本業がアッチ方面だったらクロっぽいということで、後日の心配もする。そうでない場合は、「カタギの衆」ということで推定無罪として、今回の購入用途にフォーカスする、と。

## ◆通常兵器 CA に於ける「明らかチェック」の頻度

弟子 次の話題ですが、通常兵器 CA に於いては、「明らかチェック」が必要な場面が多いというのは、私だって想像つきますよ。

師匠 問題はそれが大量破壊兵器 CA とは桁違いになるかもしれないということなんだな。

考えても見ろ。君の周囲でも自衛隊に納品している会社が結構あるんじゃないか？

弟子 それはそうですねえ。ウチも納入してますけど。

師匠 まあ素材や部品のメーカーだったら、直接の納入は少ないかもしれない。しかしそういう会社だって、装置メーカー経由で「国防に貢献」していることはあるだろう。しかもその際装置メーカーから、自衛隊納入案件という情報とともに受注してたりして。

師匠 大学も、理工系の一流どころだと国防機関と共同プロジェクト持っていることがある。もちろん国防関連イコール兵器開発とは限らないけどね。

中国(大陸)の大学なら君も驚かないだろうが、台湾だってあるんだよ。

## 台湾 国立陽明交通大学

2022.2.10 《陽明交大與國防大學文武同樹 共同培養科技軍官》・国防大学と共同で技術系軍人を養成) ・中に次の記事；

「而以造船、兵器、車輛為三大主要領域的「動力及系統工程學組」

(造船、兵器、車両を3大分野とする「動力およびシステムエンジニアリング学群」)

(<https://www.nycu.edu.tw/nycu/ch/app/news/view?module=headnews&id=2994&serno=7b62c5e9-e8ce-4f51-b619-669fc2a3fb0e>)

## 台湾 国立臺灣大学

2021.10.26 《國立臺灣大學國防科技學研中心設置要點》・台湾大学国防科学技術センター設置要綱・中に次の記事

「本中心為跨領域功能性整合研究中心，中心之任務為

(当センターは学際的な機能統合研究センターで、主要任務は下記の通り)

(一)整合本校國防科技前瞻性研發基礎與應用之能量與資源。

(防衛科学技術における本学の先進的な研究開発のエネルギーとリソースを、基礎面と応用面の両方で統合)

(二)整合本校國防科技教學與研究資源。

(本学の国防科学技術の教育と研究資源を統合)

(三)推動國防科技研發跨學院、跨領域合作。

(防衛科学技術の研究開発における学部間および学際的な協力を促進)

(四)培育國防科技研發專業人才。

(国防科学技術の R&D 専門家を養成)

(五)落實國防科技應用化與自主化。

(国防科学技術の応用と自立≒自前化 の実現)

(六)促成國防科技「軍轉民用」或民間技術「民轉軍用」媒合轉移。

(国防技術の「軍転民」と「民転軍」の促進)

(後略)

<https://ntu.vp.ntu.edu.tw/centers/R50.pdf>

弟子 台湾だって結構やっているんですねえ。

師匠 シンガポール国立大学 (NUS) だって軍と共同のコースを運営しているらしい。

(<https://tdsi.nus.edu.sg/event/rapid-weapon-development/>)

南洋理工大学 (NTU) も一寸はやってるらしい。( <https://www.ntu.edu.sg/ptrc/about-us> )

最初に記事を見たときは跳びあがるくらい驚いたものだ。但しネット記事を見る限りやっているのは兵器開発そのものとは違うみたいだが、正直なところよくわからん。

弟子 関与歴の有無は法人単位でカウントするから、一部門でも手を染めていたら、今回の納入先がその法人のどの部門であっても「関与歴あり」ということで「明らかチェック」対象になっちゃうんですね。

師匠 今回の相手が医学部だろうが文学部だろうがそういうことになる。

弟子 話を中国に戻すと、「軍工四証」って資格制度がありますよね。取得している企業や大学が沢山ある印象なんですけど、あれイコール「兵器関与情報」になるんでしょうか？

師匠 経産省の Q&A を見たか？

▼Q11:質問

需要者のホームページに「軍事関連のライセンスを取得しています。」と記載されています。この場合、「需要者が通常兵器の開発等を行う又は行った」に該当するのでしょうか。

▲A11:回答

需要者において通常兵器の開発・製造・使用を助長することがないように用途確認・需要者確認を特に慎重に行ってください。その結果、民生用途であることが明らかな場合には許可申請の必要はありません。判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール ([bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp](mailto:bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)) でお問い合わせ下さい。

弟子 なんとなくはわかるんですけど、「特に慎重に」というのは結局のところ「関与歴あり」と扱うわけですか？

師匠 そうではない。「関与歴あり」とは言わないが、文字通り「関与歴有無の見極めを特に慎重にやってくれ」とおっしゃっているわけだ。

弟子 そんな風に判断を委ねられても困っちゃうんですけど。どう理解すればいいんでしょう？

師匠 「軍工四証」資格を取る目的は国防筋への供給だから、常識論として、兵器に関与しようとする意思の存在は見て取れる。実際に関与する段階まで来ているかまでは、断定できないけれど。さてそこで、「意図はあるがまだ始まっていない」は法的にはシロなんだろうな。もちろん数週間後に始まるようなら、レピュテーションリスクありということだけだ。「一応、資格を取っただけです」のケースなら勘弁してもいいだろうと。

弟子 「一応」なんてケースがあるんでしょうか？

師匠 さあわからん。実務では、兵器関与歴ありと見なして「明らかチェック」に進む方が現実的かも知れないね。

弟子 それも含めて「明らかチェックの案件は多い」ということですかね。

◆実務の中から「ベストプラクティス」を

弟子 どうも「明らかチェック」の増え方は半端なレベルじゃないかもしれませんね。

今までのやり方では無理があるかもしれない。

師匠 君んとことはどんな風にやってきたのか？

弟子 基本はこれまでの話に出た通りですよ。特に「そのスジ」のユーザーについては、使用部門が近い将来に於いてもヘンなことをやりそうにないかチェックしてきました。

師匠 どうチェックするのか？

弟子 基本的には、心証で判断することになるので、特にツワモノと思われる案件については、現地スタッフに訪問インタビューした結果を上げさせてます。

師匠 それで今回の改正で何が問題になるのだろう？

弟子 対象案件が増えたら、そこまでできなくなるかもしれない気がします。

私らは仕事だから頑張るのみですけど、現地がね。

師匠 現地がどうなるって？

弟子 今までは、ユーザー訪問なんて年に何回のレベルでした。そのレベルならば、現地も結構頑張ってくれるんですよ。「緊急事態発生！」みたいな感じで。

でもそれが月に何回とか毎週という話になると、それだけの緊張感は期待できない気がします。

師匠 うん。「また来たか」という感じになると、いかにしてやり過ぎすかを考えるようになるだろうからな。手抜き報告で済まそうとするヤカラも出てきそうだ。

弟子 どういう案件に対して、どこまでどうチェックさせるかは、まだ「これがベスト」というのが見つかるまで時間がかかりそうです。

師匠 「走りながら考える」ということだろうね。

(2026.2.26)